

★ 家族信託の活用事例 ～子供がいない場合の相続～

Q

私（仮名：屋敷田隆）は、結婚して妻と50年ともに生きてきました。そろそろ、遺言書を書いておこうと思っています。私達夫婦には子供がいないため、相続人は妻と弟の二人です。妻には妹がいます。遺言書には、すべての財産を妻に相続させる旨を書きたいと思っています。そして、妻が亡くなった後は、残った財産を弟に渡したいと考えています。このような遺言書は、法的に問題ありませんか？

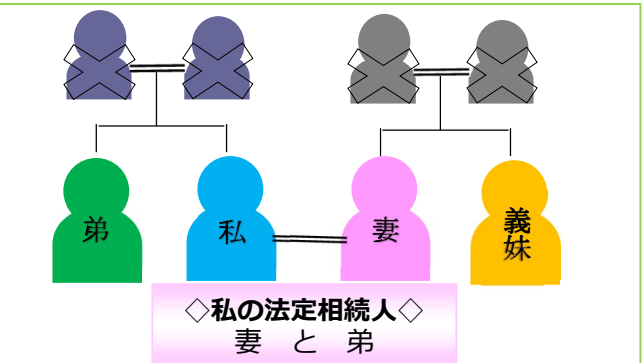
A

結論から申します。屋敷田さんの財産を相続した妻の相続時まで遺言書で指定しても法的な拘束力はもちません。しかし、**家族（民事）信託**を利用すれば、このような相続を実現することができます。

【解説】

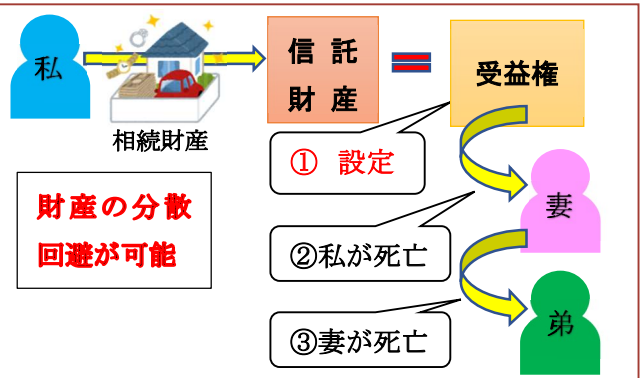
子どもがいない夫婦の場合、夫の遺言により妻が全財産を相続し、妻の相続でその財産は全て妻のご兄弟に相続されることが少なくありません。

また、逆に、妻が先に亡くなると、妻の遺言で夫が妻の全財産を相続し、夫の相続によりご夫妻の財産が全て夫のご兄弟に相続されることもしかりです。



このようなケースにおいて**信託**を活用すると、夫から妻に相続された**受益権**について、妻の相続で誰に相続するか事前に指定しておくことができますようになります。

ただし、指定できるのは妻の財産全てではなく、あくまでも 夫が信託をして妻に相続される受益権に限ります。



例えば、信託契約の文言の中に「夫が亡くなった場合には、信託の受益者は妻とする。

そして、妻が亡くなった場合には次の受益者は弟とする。」と記載しておく必要があります。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男  
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F  
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

